

富山県私立高等学校等エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、富山県私立高等学校等エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、私立高等学校、中学校、小学校及び幼稚園(以下「私立高校等」という。)が直面するエネルギー価格高騰による負担軽減を図るため、県内の私立高校等の設置主体である法人(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付額の算定方法)

第3条 補助金の交付の対象経費及び補助額は、以下のとおりとする。

(1) 対象経費

私立高校等を運営するにあたり必要となる、令和7年10月から令和8年3月迄の光熱費

(2) 補助額

私立高校等における補助額については、対象となる年度における5月1日時点の実員に応じて以下のとおりとする。

基準単価 280円×実員数

(交付申請書及び実績報告書の様式等)

第4条 規則第3条に規定する交付申請書及び当該交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出期限
私立高等学校等エネルギー価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書	様式第1号	知事が定める日
その他知事が必要と認める書類		

2 規則第12条に規定する実績報告書は、第1項の申請書と兼用する。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。
ただし、補助金の額を変更しない場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業の対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、第4条の交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知する。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定を兼ねるものとする。

(帳簿等の整備)

第7条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備えつけ、経費の使途を明らかにするとともに、証拠書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間これらを保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月6日に施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月4日に施行し、令和5年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日に施行し、令和6年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日に施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月24日に施行し、令和7年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年1月27日に施行し、令和7年10月1日から適用する。